

一般社団法人 全国放課後連

公開質問状 回答用紙

中道改革連合 回答

受付： 2026 年 2 月 3 日

質問 1

放課後等デイの制度自体の認識についての質問

放課後等デイは、2012 年の改正児童福祉法の施行により創設された制度です（児童福祉法 6 条の 2 の 2 第 3 項）。障害のある子どもたちの放課後や学校休業日における成長発達に寄与し、子どもたちの地域生活、家族の生活も支える重要な事業です。放課後等デイの中心にある価値は、「遊び・生活・集団（仲間）」にあります。これは、国会においても確認されています。たとえば、2024 年 3 月 22 日参議院内閣委員会において、当時の加藤鮎子担当大臣は、「放課後等デイサービスは、障害のある就学児に対して授業の終了後又は学校の休業日に発達支援を行うものであり、子供と家族の育ちと暮らしを支える重要なサービスであると認識をしております。また、子供は、遊び、生活、集団の中での様々な体験や経験を通じて成長していくものであり、こうした視点を持ちながら支援を行っていくことも重要」と答弁しています（2023 年 3 月 17 日参議院内閣委員会でも同様の答弁あり）。

放課後等デイは、障害のある子どもたちの生活を支える重要なものですが、現状は、さまざまな問題が指摘されています。上記したような価値を無視したような事業所の参入や利潤だけを求める事業所（利潤追求型事業所）の増加による「活動・支援の質の低下」、また、人材不足による現場の疲弊、さらに、虐待事案や不正請求などの問題も多数報告されています。いま、これらの問題をどのように解決していけばいいのかが問われています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイの制度について、問題意識を持っていますか？それはどのようなものですか？

① 問題意識を持っている 【 ○ 】

② 問題意識を持っていない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由（どのような問題意識か）

障がい福祉事業所・施設は、物価高や人件費の上昇などにより従来以上に厳しい経営を強いられています。障がい福祉従事者の賃金も全産業平均と比べて大幅に低く、人手不足は深刻です。また、障がいのある人がいる世帯の家計も物価高によってさらに苦しくなっています。こうした状況を踏まえ、当事者が障がい福祉サービスにアクセスして、安心して暮らすことができるよう、放課後等デイを含め、障がい福祉のあり方を見直し、障がい福祉サービスを拡充していく必要があると考えます。

特に、放課後等デイの体制の充実並びに経営の安定化と併せて、重度障がい児や医療的ケア児の受入れを進めること、放課後等デイなどを利用する子どもの、いわゆる「18歳の壁」「所得制限の壁」の解消を進めること、放課後等デイの現場の実態に即した報酬改定や質の確保を進めることなどに取り組む必要があると考えます。

質問 2

「日割り・出来高払い」という報酬の仕組みについての質問

放課後等デイ事業所に対する報酬の支払われ方は、「日割り・出来高払い」という仕組みとなっています。この仕組みは、「その日に事業所を利用した子どもの分だけ」報酬が支払われる仕組みです。その日ごとに事業所の収入は変動し、インフルエンザや災害などにより子どもの利用がなくなると、事業所の収入はゼロとなる仕組みです。

他方で、放課後児童クラブ（学童クラブ）は、日割り出来高払いという仕組みではなく、その事業所全体としての利用児童数や開所日数などの要件を満たした場合に、子どもの欠席等に関係なく、一定額が事業所に支払われる仕組みとなっています。

放課後等デイ事業は、安定的な運営が求められる児童福祉法上の事業であるにもかかわらず、報酬面が非常に不安定であり、常勤職員などの給与や賞与が安定的に支給できず、人材の定着が困難な状態となっています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ事業所の運営の不安定化を生じさせている「日割り・出来高払い」の仕組みについて、見直す考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

- ① ある 【 】
- ② ない 【 】
- ③ どちらとも言えない 【 ○ 】

上記回答をした具体的な理由

現行の日割り・出来高払いの報酬制度では、自然災害や感染症の流行等において、事業所の運営に大きな影響が出ます。他の子どもに関する福祉施策では、日割り・出来高払いの報酬制度が行われておらず、その日ごとの子どもの出席に左右されないよう、基礎的な運営費が支弁される仕組みに見直すことを検討すべきであると考えます。

質問 3

利用者負担の無償化・軽減策についての質問

放課後等デイ事業は、利用児童の保護者に対して、原則 1 割の利用者負担が生じています。世帯の年間所得額に応じて利用者負担の額は、0 円、4,600 円、3 万 7200 円の上限月額が設定されています。現在、0 円世帯は全体の 12.8%、4,600 円世帯は 74.4%、37,200 円世帯は 12.8%となっています（厚労省「障害福祉サービス、障害児給付費等の利用状況について」（2026 年 1 月 15 日公表）より）。この中でも、37,200 円世帯の負担感は大きく、利用者負担を抑えるために保護者による「利用控え」が生じています。放課後等デイ事業は、根本的には、障害のある子どもたちの放課後活動の権利を保障する事業であり、子どもの権利に根差したものです。利用者負担により、子どもの権利が侵害されている状況と言えます。

また、政府は、こども施策の拡充をはかっており、子どもにかかる経済的負担について、無償化（たとえば、児童発達支援事業について、3～5 歳の無償化）や軽減策の拡充が行われています。また、一部の区市町村では、独自の無償化・軽減策を実施しています。しかし、障害児支援全体としては、いまだに無償化や軽減策についての議論が進んでおらず、区市町村が独自施策で無償化等を行っているため、自治体レベルでの格差が生じています。小阿木児支援は、国の施策であるにもかかわらず、このような格差が生じるのは、非常に不合理であると考えています。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイにおける利用者負担について、無償化・軽減策を講じる考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① ある 【 ○ 】

② ない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

一昨年 10 月、児童手当の所得制限が撤廃されましたが、障害児通所支援等の障がい児福祉の公的給付には、いまだに所得制限が残されています。所得制限があることで、所得制限基準を超えた途端に福祉サービスが負担増となり、収入が増えたのに手取りが減るという逆転現象等が起きるため、利用控えや働き控えを迫られてしまいます。中道改革連合は、障がい児福祉の所得制限の撤廃など、保護者の経済的負担の一層の軽減を図るため必要な措置を講じていきたいと考えています。

質問 4

2027 年度（令和 9 年度）障害福祉サービス等報酬改定についての質問

2024 年度報酬改定では、基本単価が引き下げられると同時に、新しい加算や加算要件の見直し等がなされました。その後の状況をみると、放課後等デイは、前年度比（令和 5 年度決算と令和 6 年度決算の比較）で収支差率の平均がプラスとなりました（「令和 7 年障害福祉サービス等経営概況調査結果」）。これは、子どもを含め、現場の声を反映させた加算の見直しがあったためです。放課後等デイは、「障害児通所・訪問サービス」の中で唯一プラスとなりましたが、その内実をみると、収支差率の平均値が 9.1%であるのに対して、中央値は 2.7%に過ぎません（上記「結果」第 25 表参照）。子どもとしては、中央値こそ、

現場の実態を反映させた数値であると考えています。

他方で、これまでの報酬改定では、この「収支差率の平均値」が重要視され、その平均値が上昇した事業は、報酬単価が引き下げられるということが行われてきました。そのため、次期 2027 年度（令和 9 年度）報酬改定では、放課後等デイの報酬単価が引き下げられると予想されます。

上述したように、放課後等デイは、平均値と中央値を比べたときに、平均値の方が大きくなっていますが、この場合には、一部の大きな値が平均を押し上げていること、また、その開きが大きければ大きいほどデータのばらつきが大きいことが示唆されます。現に、放課後等デイの収支差率の分布はばらつきが大きく、収支差率が 25%を超えるような事業所、さらには、50%を超えるような事業所の数が多く、平均値を引き上げていることがわかります（同上）。このような状況で、平均値だけを取り出して、報酬の引き下げを行うことは、非常に乱暴です。仮に、そのようなことが行われれば、中央値付近で運営をしている事業所は更に運営が厳しくなり、処遇の引き下げや人員削減を迫られる可能性があり、さらに、中央値以下で運営している事業所にとっては事業所の閉鎖等も検討しなければならなくなるなど死活問題となると考えています。

そこで、以下、2 点お聞きします。

質問： ①貴党は、2027 年度障害福祉サービス等報酬改定（障害福祉サービスの報酬全体）に対して、どのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 引き上げるべき 【 ○ 】

② 引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

放課後等デイも含め、障がい福祉事業所の経営の実態をきめ細かく把握した上で、全ての障がい福祉事業者のサービスが安定的に提供されるようにするとともに、障がい福祉従事者の賃金が改善して生活が安定し、離職の防止や事業所の人材確保につながるよう、基本報酬を引き上げるべきです。

質問： ②また、特に、放課後等デいの報酬の改定についてどのような見解をお持ちですか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 引き上げるべき 【 ○ 】

② 引き下げるべき 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

放課後等デいの事業所の経営の安定、従事者の賃金の改善のため、放課後等デいについてもサービスの基本報酬を引き上げるべきです。

また、放課後等デいなど、収支差率が高く、かつ事業所が急増しているサービス類型について、新規事業所に限り、令和 8 年度においては一定程度引き下げた基本報酬が適用されることになりました。令和 9 年度以降の基本報酬のあり方については、引き下げの影響を詳細に分析した上で、事業者や利用者を混乱させることがないように、慎重に検討するとともに丁寧に対応すべきです。

質問 5

放課後等デい事業従事者の処遇状況についての質問

障害福祉分野の賃金水準は平均 30.8 万円であり、全産業平均の 38.6 万円と 7.8 万円もの差があります(2024 年 12 月 11 日第 50 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム「資料 1」11 頁より)。2024 年度の差が 6.5 万円だったことからすると、1 年間でさらに 1.3 万円も差が開いたこととなります。この数年、厚労省・こども家庭庁は、障害児者福祉分野の処遇改善を段階的に実施していますが、全産業との開きは縮まるどころか、開いています。また、放課後等デいに目を移すと、2025 年 7 月の平均給与額は 283,910 円であり、障害福祉全体の下から 2 番目の低さとなっています(同上資料 19 頁)。

今般、政府は、令和 7 年補正予算、令和 8 年度予算案において、介護・福祉職員・障害

福祉従事者の処遇改善についての具体策を提示しました。処遇改善の施策が拡充されることは肯定できることですが、そこで示されたのは、障害福祉従事者については、「従事者 1 人当たり、月 1 万円の引上げ」という内容です。この内容では、到底、全産業平均との差は縮まりません。

そこで、以下、お聞きします。

質問： 放課後等デイ従事者を含む、障害児者福祉分野従事者の処遇改善について、「従事者 1 人当たり、月 1 万円の引上げ」を超える処遇の改善を行い、全産業平均との差をより縮める考えはありますか？

※以下、該当の回答欄（【 】内）に「○」を入れてください。

① 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはある 【 ○ 】

② 「月 1 万円」を超える引き上げを行う考えはない 【 】

③ どちらとも言えない 【 】

上記回答をした具体的な理由

障がい福祉事業所・施設は、物価高や人件費の上昇などにより従来以上に厳しい経営を強いられています。障がい福祉従事者の給与は全産業平均と比べて大幅に低い状況にあり、このままでは障がい福祉分野からのさらなる人材流出は避けられません。障がい福祉分野の人手を確保するため、障がい福祉従事者の給与を全産業平均へ引き上げます。

以上